

環境負荷軽減に取り組む団体における認証取得支援事業費補助金交付等要綱

令和5年6月21日 決裁

(目的)

第1条 県は別記に規定する事業の実施に対して、予算の範囲内において環境負荷軽減に取り組む団体における認証取得支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）及び持続的生産強化対策事業推進費補助金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3174号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付等要綱」という。）、持続的生産強化対策事業実施要領（令和4年4月1日付け3農産第3175号農林水産省農政局長、3畜産第1993号畜産局長通知。以下「国実施要領」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(事業の内容)

第2条 本事業の実施に関して必要な事項は、第3条から第14条までに定めるもののほか、別記に定めるものとする。

(補助対象経費及び補助額等)

第3条 本事業の補助対象経費及び補助額等は、別表に定めるところによる。なお、支払い方法については、事業の目的及び事業実施主体の性質上、必要に応じて概算払いができるものとする。

(交付申請書の様式等)

第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第1項の申請書の提出期限は、会計年度毎に定めるものとし、県は補助金の交付申請をしようとする者に対して通知するものとする。

3 規則第4条第1項の申請書を提出するに当たっては、各事業実施主体において当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りではない。

(添付書類の省略)

第5条 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(交付決定通知書の様式)

第6条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(補助金の概算払)

第7条 補助金の交付の決定をした場合において、知事が必要があると認めるときは、補助金の概算払ができるものとする。

2 前項の規定により補助金の概算払を受けようとする者は、様式第3号による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(計画変更等の様式)

第8条 事業実施主体は、交付決定の通知の際、知事が付した条件により、別表の重要な変更の欄に掲げる変更(中止・廃止)について知事の承認を受けようとする場合には、あらかじめ様式第4号による変更(中止・廃止)承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(軽微な変更)

第9条 規則第6条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(状況報告)

第10条 事業実施主体は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告書の様式等)

第11条 規則第13条の報告書の様式は、様式第5号のとおりとする。

2 前項の報告書の提出期限は、補助事業の完了後(補助事業の中止及び廃止の場合を含む。)30日以内または3月20日までのいずれか早い日を原則とする。

3 第1項の実績報告書を提出するに当たって、第4条第3項のただし書に該当した事業実施主体において、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 第1項の実績報告書を提出した後に、第4条第3項のただし書に該当した事業実施主体において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額を様式第6号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該交付金の額の確定のあった日の翌年5月31日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

(確定通知書の様式)

第12条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知書の様式は、様式第7号のとおりとする。

2 規則14条の補助金の額の確定をするにあたっては、前条の規定による報告書の提出を受けた機関による当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等の結果に基づき行うものとする。

(補助金の請求)

第13条 前条の額の確定通知書を受けた事業実施主体が補助金を請求しようとするときは、様式第8号による補助金請求書を知事に提出するものとする。

(書類の整備等)

第14条 事業実施主体は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を整備し、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から起算して5年間保管しなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第15条 事業実施主体は、別添記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したとするものとする。

(書類の経由)

第16条 この要綱に基づき知事に提出する書類は、本事業の取組を行う農地の所在地を所管する農林振興センター所長を経由するものとする。

附 則

本要綱は、令和5年6月21日から施行する。

別表（第3条、第8条、第9条関係）

補助対象経費	別記に規定する事業の実施に要する経費
補助額	定額（ただし、国実施要領の別紙8の別添4－3で定められた額の範囲内とする。）
重要な変更	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 補助金の増 4 補助金の30%を超える減

暴力団排除に関する誓約事項

事業実施主体は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（1）から（4）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 補助事業と実施するに当たり、法人等が、（1）から（4）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（5）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。

様式第1号（第4条関係）

令和 年度環境負荷軽減に取り組む団体における認証取得支援事業費補助金
交付申請書

番 年 月 日 号

埼玉県知事 あて

所在地
団体名
代表者

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、環境負荷軽減に取り組む団体における認証取得支援事業費補助金交付等要綱第4条の規定に基づき、〇〇〇〇〇〇円の交付を申請する。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

取得するGAP認証 (対象品目)	構成員数	審査受検時期等
		(審査受検時期) (認証取得時期)

※取得するGAP認証のバージョンも記載すること。

3 経費の配分

事業概要	補助事業に要する経費	負担区分		備考
		県費	その他	
	円	円	円	
計				

- (注) 1 事業実施主体の自己負担額については「負担区分」の「その他」の欄に記入すること。
- 2 備考欄には、消費税仕入額控除額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計欄の備考欄に合計額（「減額した金額〇〇〇円」）を記入すること。

4 事業完了予定年月日

5 添付資料

- (1) 団体の概要書（構成員、生産、販売等の概要）
- (2) 団体の規約、構成員一覧
- (3) 審査受検に係る見積書の写し（実績報告書にあっては、請求書や領収書など支出したことが分かる書類）
- (4) 【実績報告時】審査を受検したことがわかる書類（例：取得したGAP認定証や審査報告書等の写し）
- (5) その他特に知事が必要と認めるもの

様式第2号（第6条関係）

令和 年度環境負荷軽減に取り組む団体における認証取得支援事業費補助金
交付決定通知書

番 号
年 月 日

様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度環境負荷軽減に取り組む団体における認証取得支援事業費補助金については、下記のとおり交付する。

記

- 1 交付金額 金 円
- 2 支払方法 ○○払いとする。
- 3 事業実施主体の責務

事業実施主体は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）、環境負荷軽減に取り組む団体における認証取得支援事業費補助金交付等要綱（令和5年6月21日農林部長決裁。以下「交付等要綱」という。）に従わなければならない。

4 条件

- (1) 事業実施主体は、交付等要綱の別表の欄に掲げる事業に要する経費の重要な変更
に該当する場合は、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業実施主体は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、知事の承認
を受けなければならない。
- (3) 事業実施主体は、補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業等
の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければ
ならない。
- (4) (1) 又は知事の付した条件に違反した場合には、補助金の全部又は一部を返還
させることがある。
- (5) 事業実施主体は、この補助金に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、
かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を補助事業の完了の翌年度から起算
して5年間整備保管しなければならない。
- (6) 事業実施主体は、実績報告書を提出するにあたって、各事業実施主体の当該補助
金に係る仕入れに係る消費税等相当額があり、かつ、その総額が明らかな場合には、
これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- (7) 事業実施主体は、実績報告書を提出後に、消費税及び地方消費税の申告により各
事業実施主体の当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、
その金額を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還
しなければならない。

様式第3号（第7条関係）

令和 年度環境負荷軽減に取り組む団体における認証取得支援事業費補助金
概算払請求書

番 号
年 月 日

埼玉県知事 あて

所在地
団体名
代表者

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった事業について、環境負荷軽減
に取り組む団体における認証取得支援事業費補助金交付等要綱第7条の規定により概算払の
請求をしたいので、下記により金 円を概算払によって交付されたく請求します。

記

交 付 決定額 (A)	既受領額 (B)		今回請求額 (C)		残 額 (A) - ((B)+(C))		備 考
	金 額	出来高	金 額	〇月〇日ま で予定出来 高	金 額	〇月〇日ま で予定出来 高	
円	円	%	円	%	円	%	

債権者コード：

債 権 者 名：

(債権者未登録の場合、以下を記載)

取引口座

〇〇銀行〇〇支店

口座名義人 (カナ)〇〇〇〇

普通・当座 〇〇〇〇〇〇

様式第4号（第8条関係）

令和 年度環境負荷軽減に取り組む団体における認証取得支援事業費補助金
変更（中止・廃止）承認申請書

番 年 月 日
年 月 日

埼玉県知事 あて

所在地
団体名
代表者

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和 年度環境負荷軽減に取り組む団体における認証取得支援事業費補助金について、下記のとおり変更（中止・廃止）の承認を受けたいので申請する。

記

- (注) 1 記の記載要領は、様式第1号に準ずるものとする。この場合、「事業の目的」を「変更の理由」と書き換え、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。
- 2 補助金額が増額する場合は、件名を「令和 年度環境負荷軽減に取り組む団体における認証取得支援事業費補助金の変更承認及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更（中止・廃止）の承認を受けたいので申請する。」を「下記のとおり変更 の承認及び補助金〇〇〇円の追加交付を受けたいので申請する。」とすること。

様式第5号（第11条関係）

令和 年度環境負荷軽減に取り組む団体における認証取得支援事業費補助金
実績報告書

番 年 月 日
号

埼玉県知事 あて

所在地
団体名
代表者

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和 年度環境負荷軽減に取り組む団体における認証取得支援事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告する。

記

（注） 記の記載要領は、様式第1号に準ずるものとする。この場合、「事業の内容」を「補助事業等の成果」に、経費の配分の「補助事業に要する経費」を「補助事業に要した経費」に、「事業完了予定年月日」を「事業完了年月日」に書き換えるものとする。

軽微な変更があった場合には、容易に比較対照できるよう変更部分を2段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載する。

埼玉県知事 あて

所在地
団体名
代表者

令和 年度消費税仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け 番 号をもって交付決定通知のあった令和 年度環境負荷軽減に取り組む団体における認証取得支援事業費補助金について、環境負荷軽減に取り組む団体における認証取得支援事業費補助金交付等要綱第11条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|---|---|
| 1 補助金等の交付手続等に関する規則第14条に基づく補助金の額の確定額
(令和 年 月 日付け 番 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3の金額から2の金額を減じて得た額） | 金 | 円 |

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、間接補助事業者が法人格を有しない組合等の場合はすべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・間接補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

- 5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告
予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、間接補助事業者が法人格を有しない組合等の場合はすべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・間接補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

様式第7号（第12条関係）

令和 年度環境負荷軽減に取り組む団体における認証取得支援事業費補助金
交付額確定通知書

番 号
年 月 日

様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知をした令和 年度環境負荷軽減に取り組む団体における認証取得支援事業費補助金については、令和 年 月 日付け 第 号で提出のあった実績報告書等に基づき、金 円と確定したので、補助金等の交付手続等に関する規則第14条の規定により通知する。

様式第8号（第13条関係）

令和 年度環境負荷軽減に取り組む団体における認証取得支援事業費補助金請求書

番 号
年 月 日

埼玉県知事 あて

所在地
団体名
代表者

令和 年度環境負荷軽減に取り組む団体における認証取得支援事業費補助金について、環境負荷軽減に取り組む団体における認証取得支援事業費補助金交付等要綱第13条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 円

振込口座

〇〇銀行〇〇支店

口座名義人（カナ）〇〇〇〇

普通・当座 〇〇〇〇〇〇

※振込口座の通帳の写し（口座番号、口座名義がわかる箇所）を添付すること。

別記

環境負荷軽減に取り組む団体における認証取得支援事業

第1 目的

農業生産における環境負荷軽減に取り組む団体（以下「事業実施主体」という。）を対象に、GAP団体認証の取得等の支援を行う。

本事業の実施に当たっては、この要綱に定めるもののほか、国実施要領によるものとする。

第2 事業内容

事業実施主体が新規にGAP認証を取得するに当たって必要となる認証審査に要する費用を支援する。

第3 環境負荷軽減に取り組む団体の定義

本事業における環境負荷軽減に取り組む団体とは、国実施要領の別紙8の別添4-2の3（3）に定めるとおりとする。

第4 支援対象となるGAP認証

本事業の支援対象となるGAP認証は、GLOBALG.A.P、ASIAGAP及びJGAPとする。

第5 事業実施等の手続き

1 環境負荷軽減の取組の報告について

(1) 事業実施主体は、別記様式第1号により目標とする環境負荷軽減の取組を知事に報告するものとする。

(2) 事業実施主体は、事業実施年度の翌年度の3月末までに、別記様式第1号に環境負荷軽減の取組の結果を知事に報告するものとする。

2 事業の着手

事業の着手は、原則として、補助金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合は、交付決定前に着手することができるものとする。

この場合、あらかじめ、その理由を明記した別記様式第2号の交付決定前着手届を提出するものとする。

第6 補助金の返還

県は、補助金の交付を受けた事業実施主体から第5の1の(2)の報告が無い場合、事業実施主体に補助金の返還を求めるものとする。

番 号
年 月 日

埼玉県知事 あて

所在地
団体名
代表者

令和 年度環境負荷軽減に取り組む団体における認証取得支援事業環境負荷軽減
の取組計画書の提出について

環境負荷軽減に取り組む団体における認証取得支援事業費補助金交付等要綱（令和5年5
月 日農林部長決裁）別記の第5の1の（1）の規定により、別添のとおり報告します。

（注）取組報告書を提出する場合は、「取組計画書」を「取組報告書」に、「別記の第5
の1の（1）」を「別記の第5の1の（2）」に書き換えるものとする。

(別添様式)

令和 年度環境負荷軽減に取り組む団体における認証取得支援事業
環境負荷軽減の取組について

1 環境負荷軽減の取組目標

2 G A P の団体認証取得前後における環境負荷軽減の取組実績

分野	取組内容	認証取得前	認証取得後
I P M の実践	(例)粘着シートの活用		
有機物の施用	(例)緑肥の施用		
温室効果ガスの排出削減	(例)使用電力の削減		
廃棄物の削減	(例)生分解性マルチの使用		

※取組計画書に添付するときは、取組内容及び認証取得前実績を記入。

番 号
年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

事業実施主体名
代表者氏名

令和 年度環境負荷軽減に取り組む団体における認証取得支援事業における
交付決定前着手届

このことについて、下記条件を了承の上、補助金交付決定前に着手したいので届け
出ます。

記

1 交付決定前着手を必要とする理由

2 事業内容

事業内容	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日
	円		

条件

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業主体が負担するものとする。
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。